

住民基本台帳カードが**無料!** ～平成23年3月末まで～

最近、本人確認として、顔写真付きの身分証明書(免許証やパスポートなど)を提示する機会が増えてきています。これらの身分証明書をお持ちでなくても、住民基本台帳カード(住基カード)があれば、公的な身分証明書として利用できます。

住基カードは、市町村が希望する方に交付する安全性に優れたICカードです。今までは、発行に手数料1,000円が必要でしたが、平成21年4月から2年間、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るために住基カードを無料で交付することになりました。紛失による再交付の場合などは、有料となりますのでご注意ください。

住基カードは2種類

住基カードは、顔写真付きカードと顔写真なしカードの2種類です。顔写真付きカードは運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。

また、国税電子申告(e-Tax)などの電子申請では、本人確認情報の記録媒体として利用できます。なお、電子申請は、電子証明書を住基カードに記録する必要があります。(電子証明書の発行手数料は別途500円)

住基カードのサイズはキャッシュカード程度の大きさで、有効期限は交付後10年となります。

申請方法

申請対象者は、松田町に住民登録のある方です。申請か受取のどちらかで必ず申請者本人が窓口へお越しください。15歳未満、成年被後見人の方は法定代理人の手続きが必要になります。

○申請の際に必要な書類など

- 印鑑、本人確認書類、顔写真1枚(写真付きを希望する方)
- ※本人確認書類は、運転免許証、旅券(パスポート)など官公署が発行した写真付きの免許証など1点です。免許証などをお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証などをお持ちください。
- ※顔写真は、縦4.5cm×横3.5cmで、申請前6カ月以内に撮影した正面向き、無帽、無背景のものとしします。
- ※交付は、官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合、自宅に本人確認のための「照会書」を郵送した後での交付となります。

無料交付期間 平成21年4月1日～平成23年3月31日

受付場所 町民健康課町民窓口係
月曜日～金曜日(8時30分～17時15分)

【問合せ】町民健康課町民窓口係 ☎(83)1225

新しい斎場を 広域施設として整備 ～平成25年度から利用開始予定～

現在の小田原市斎場は、昭和46年に建設され、利用開始から37年が過ぎました。建物の老朽化と増加傾向にある火葬件数にも対応するため、建替えが喫緊の課題となっています。そのため、県西地域の2市5町(小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町)では、平成18年度に『県西地域広域斎場建設協議会』を設立しました。協議会では広域の施設として建替えることを目的に検討や整備の準備を進めてきましたが、今回、建設候補地の区域を選定し、事業手法を決定しましたので、皆さんにお知らせします。

新しい斎場は、現在の斎場の敷地と、その北側に隣接する南足柄市三竹地区の土地を合わせた約4万7千㎡の敷地になります。三竹地区の土地に新しい斎場を建設、完成後に現在の斎場を解体し、現在の敷地は、駐車場として一体的に活用する予定です。斎場の機能面では、火葬炉数の増加(現在の6炉から10炉に)、待合室などの充実、十分な駐車台数の確保などが盛り込まれています。

【問合せ】町民健康課町民窓口係 ☎(83)1225

新たな斎場の基本コンセプト

斎場としての格調の高さと利便性、環境に配慮した最新の技術を導入することで機能面の向上を図ります。さらに、施設のバリアフリー化、自然エネルギーの活用とともに利用者の心情に配慮する「優しさ」を兼ね備えた別れの場にふさわしい施設となるように検討を進め、平成25年度からの利用開始を目指しています。

事業手法

民間企業の資金や経営能力、技術力などを活用、公共施設などの設計・建設、さらに維持管理・運営までを一括して行う「PFI」という手法を導入します。今後、新しい斎場に求められる機能やサービス水準などを検討し、民間企業からの提案を受けて、「PFI」事業者を選定していく予定となっています。



妊婦健康診査の費用補助が拡大

～補助券が5回分から14回分に～

妊婦健康診査では、「妊婦健康診査受診票」により、一部の費用の補助が行われています。4月1日から、今までお使いの「妊婦健康診査受診票」を「妊婦健康診査費用補助券」に変更します。変更により、費用補助の回数が5回から14回に増えます。妊婦健康診査の費用負担を軽減し、継続的に健診を受けることは、母子の健康を確保し、安心して健やかな妊娠・出産を助けます。

- (1) 対象者 松田町に住民登録(外国人登録)があり、出産予定の方
- (2) 使用場所 神奈川県内の医療機関(県産科婦人科医会加入の医療機関)
※横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、県外の医療機関や助産院の場合は、各医療機関か町民健康課にお問い合わせください。
- (3) 使用方法 受診時に、窓口で母子健康手帳と補助券をご提出ください。
- (4) 補助回数 14回(妊娠期間中)
- (5) 補助費用 初回分10,000円、13回分5,000円がそれぞれ健診費用より差し引かれます。10,000円券は医療機関のみの使用となります(助産院は使用不可)。また、受診費用が5,000円より少ない場合は、窓口で補助券が使用できませんので、医療機関に費用を支払い、発行される領収書などを大切に保管ください。後日、その領収書により町民健康課健康づくり係に申請することで、支払った金額が返済されます。申請には、領収書かレシートの原本、母子健康手帳、補助券、印鑑、銀行の通帳など(口座番号と振込先が確認できるもの)が必要です。
- (6) 使用期間 交付の日から分娩まで(分娩費用には使用できません。)
- (7) 補助券の配布方法
＜平成21年4月1日以降に妊娠届出をされる方＞
母子健康手帳の交付時にお渡しします。
＜平成21年3月31日以前に妊娠届出をされた方＞
松田町で妊娠届を出した方は、新しい補助券を郵送します。町外で妊娠届を出した方は、町民健康課健康づくり係までご連絡ください。

従来の「妊婦健康診査受診票」は、4月1日以降使用できませんので、新しい補助券をご使用ください。また、「妊婦健康診査受診票」は町民健康課健康づくり係までご返却ください。町外に転出した場合は、松田町が発行した補助券は使用できませんので、転出先の市町村にご連絡ください。

【問合せ】町民健康課健康づくり係 ☎(83)1225

訪問指導でお母さんの体と心のケアを!

町では、初めて子どもが生まれたご家庭を対象に訪問指導を行っています。希望する家庭には、保健師や助産師が訪問して子どもの発育状況の確認、町の健康診断や予防接種の説明、産後のお母さんに体と心のケアを実施しています。

生まれたときの体重が2,500g未満(低出生体重児)等身体が未熟なまま出生された子どもは、今まで足柄上保健福祉事務所の保健師が家庭訪問をしていましたが、4月からは、発育に合わせた母子保健サービスをよりきめ細やかにお届けするために、町の保健師が家庭訪問をします。

子どもが生まれたら、母子健康手帳に付いている「出生連絡票」を町民健康課に提出してください。出産時の母子の様子は、家庭訪問・育児相談などの母子保健サービスに活用します。

【問合せ】町民健康課健康づくり係 ☎(83)1225